



Building a better
working world

2020 年 9 月
Legal Services



Law Alert

(日本語版)

2020 年 6 月 17 日、2020 年投資法(LOI 2020)および 2020 年企業法(LOE 2020)は国会により正式に承認され、それぞれ 90.68% および 92.34% の賛成多数で可決されました。2020 年投資法と 2020 年企業法は 2021 年 1 月 1 日に発効し、それぞれ 2014 年投資法、2014 年企業法から変更となります。

今回の改正法の主な変更点をご説明します。

2020 年投資法の主な変更点

良好で健全な投資環境の構築を目的に、以下のように変更となります。

1. 債権回収サービス事業の禁止:

2020 年投資法は、条件付経営投資分野リストから債権回収サービス事業が削除されました。債権回収サービス事業は 2021 年 1 月 1 日以降ベトナム全土で禁止されます。2020 年投資法の発効日より前に締結された債権回収サービス契約は、2020 年 12 月 31 日までに終了する必要があります。

2. 条件付経営投資分野の変更:

商事仲裁、フランチャイズサービス、物流サービス、その他 19 の経営投資分野が、条件付経営投資分野リストから除外されました。また、水道、建築サービス、データセンターサービス、電子識別・認証サービスなど、いくつかの新しい条件付経営投資分野が追加されます。

3. 外国投資家の保有割合閾値の引き下げ:

2020 年投資法では、外国投資家の保有割合が 50%を超える経済組織が、投資の際に外国企業と同じ条件(ライセンス要件や産業条件など)を満たす必要があります。従前は外国投資家の保有割合が 51%を超える経済組織が対象でした。

4. M&A の事前承認手続:

2020 年投資法では、外国投資家が経済組織への出資、株式、持分の購入(以下「M&A」)をするに際し、以下に該当する場合は事前承認手続が必要となります。

- (1) 対象会社が島、国境地域、沿岸地域、または国防・国家安全に影響を与えるその他の地域で土地使用権の証明書を持っている場合：すべての M&A
- (2) 対象会社が外国投資家に適用される条件付経営投資分野の事業を行っている場合：対象会社の外国投資家の保有割合が増加する M&A
- (3) 対象会社が(2)以外の事業を行っている場合：対象会社の外国投資家の保有割合が増加し、かつ、取引後の外国投資家の保有割合が 50%を超える M&A

5. 首相・省級人民委員会が投資方針を承認するプロジェクト:

2020 年投資法では、首相または省級人民委員会が投資方針を承認するプロジェクトの範囲が拡大します。具体的には、国家安全保障の懸念の対象となる地域の新しいプロジェクトや住宅および都市エリアの建設プロジェクト等です。

6. 定期報告制度:

2020 年投資法では、投資プロジェクトの実施状況に関する月次報告が不要となります。その代わりに、投資家はプロジェクトの実施状況について四半期毎および年次の報告をする必要があります。

2020 年企業法の主な変更点

行政手続、少数株主の保護、一人有限責任会社のコーポレートガバナンス、および国営企業の定義が以下のように変更となります。

1. 会社印および管理者の個人情報に関する変更通知義務の削除:

2020 年企業法では、企業が会社印の印影や企業の管理者に関する個人情報の変更を当局に通知する義務が削除され、企業の管理負担が軽減されます。

2. 株式会社の少数株主の保護:

2020 年企業法では、少数株主の保護がより強化されました。株主または株主グループが株主総会開催を請求する権利や、監査役会に対し会社の経営管理に関する検査を請求する権利を行使するために必要な株式の最低保有比率が、普通株式総数の 10%から 5%(または会社の定款で定める場合それよりも低い他の割合)に引き下げられます。さらに、これらの権利を行使するために継続して 6 ヶ月以上株式を保有しなければならないという要件が削除されました。

3. 一人有限責任会社のコーポレートガバナンス:

2020 年企業法では、一人有限責任会社に監査役を置く必要がなくなります(会社が国営企業である場合を除きます)。

4. 国営企業の定義:

2020 年企業法では、国が 50%を超える定款資本または議決権を保有する企業が、国営企業と定義されます。従前は、国が 100%議決権を保有する企業が、国営企業でした。

Contact

Please contact the below EY professionals for more information on this update and our services.

Michael Beckman | Partner, Vietnam Law Leader

michael.beckman@vn.ey.com

Ngoc Hong Vuong | Senior Manager

ngoc.hong.vuong@vn.ey.com

Quan Minh Phan | Senior Manager

quan.minh.phan@vn.ey.com

Japanese Business Services

Takahisa Onose | Partner

takahisa.onose@vn.ey.com

Korean Business Services

Cheon Ju Lee | Director

cheon.ju.lee@vn.ey.com

Chinese Business Services

Owen Tsao | Director

owen.tsao@vn.ey.com

For more law and tax updates and related materials, please visit: https://www.ey.com/en_vn/tax/tax-updates

EY | Assurance | Tax | Strategy and Transactions | Consulting

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation is available via ey.com/privacy. For more information about our organization, please visit ey.com.

©2020 Ernst & Young Law Vietnam Limited Liability Company.
All Rights Reserved.

APAC No. 16230701
ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as legal, accounting, tax or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com/en_vn | ey.com/vi_vn